

■ 4条1項11号

不服 2019-7286

<本願商標>

おとめん  
乙女麺

第30類「ラーメンのたれ、めん類、即席めん、ラーメンスープ付きのラーメンのめん、調理済ラーメン」

<結論>

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

乙男  
オトメン

引用商標：

第3類、第14類、第18類及び「べんとう、ぎょうざ、しゅうまい、すし、たこ焼き、肉まんじゅう、ラビオリ」を含む第30類の商標登録原簿記載の商品を指定商品

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

ア 本願商標は、・・・、「おとめん」の平仮名と「乙女麺」の漢字とを、いずれもゴシック体の書体で、左右の両端をそろえ、かつ、互いに近接させて、まとまりよく上下二段に横書きしてなるものであって、「乙女麺」の漢字は、「おとめ」の平仮名よりもやや大きく表されているものである。

イ 本願商標中、上段の「おとめん」の片仮名からは、「オトメン」という称呼が生じることが認められ、また、下段の「乙女麵」の漢字からは、「オトメメン」の称呼が自然な称呼として生じるものであるが、「オトメメン」などと二つの音が重なる場合には、一文字部分を省略して「オトメン」とも読むことなどは、特段珍しいとまではいえないこと、及び、上記アのとおり、本願商標はまとまりよい一体感のある態様であることからすると、上段の平仮名は、下段の漢字の読みを表したものと理解されるものといえる。

ウ また、本願商標中、下段の「乙女麵」の漢字は、辞書等に載録された成語ではなく、本願の指定商品を取り扱う分野において特定の意味合いを表す語として使用されている実情も見受けられないことから、直ちに特定の観念は生じないものの、「乙女」及び「麵」の各文字は一般人にとって馴染みがあり容易に観念を想起し得る漢字であるから、それぞれの有する広く知られた意味に従い、「乙女用の麵」程の意味合い（観念）が想起されるものである。

エ そうすると、本願商標は、「オトメン」の称呼を生じ、「乙女用の麵」程度の観念を生じるものである。

## (2) 引用商標について

ア 引用商標は、・・・、「乙男」の漢字と「オトメン」の片仮名とを、いずれも明朝体の書体で上下二段に横書きしてなるものである。

イ 引用商標の構成中、「乙男」の文字は、辞書等に載録された成語ではなく、本願の指定商品を取り扱う分野において特定の意味合いを表す語として使用されている実情も見受けられないことから、その構成文字に相応して、「オツダン」又は「オツオトコ」の称呼が生じるものであって、特定の観念は生じないものと認められる。また、引用商標の構成中、「オトメン」の文字よりは、「オトメン」の称呼を生じ、また、特定の観念を生じないものと認められる。

ウ 以上よりすると、引用商標は、構成文字全体に相応し、「オツダンオトメン」、「オツオトコオトメン」の称呼、若しくはその構成中の「乙男」の文字及び「オトメン」の文字部分に相応した「オツダン」、「オツオトコ」及び「オトメン」の各称呼を生じるものである。

## (3) 本願商標と引用商標の類否

本願商標と引用商標とは、文字種が異なる「おとめん」及び「オトメン」の文字を有するものの、漢字部分において顕著に相違するものであるから、両者は外観上、判然と区別できるものである。

また、本願商標から生ずる「オトメン」の称呼と、引用商標から生じる「オツダンオトメン」、「オツオトコオトメン」、「オツダン」、「オツオトコ」及び「オトメン」の称呼について比較すると、互いに「オトメン」の称呼を共通にする場合と、構成音数等の違いにより容易に聴別できる場合があるといえる。

そして、観念については、本願商標からは、「乙女用の麺」の観念を生じるのに対し、引用商標からは特定の観念を生じないものであるから、両商標は、観念上、相紛れるおそれはない。

そうすると、本願商標と引用商標とは、引用商標の複数ある称呼の中の1つである「オトメン」の称呼を共通にする場合があるとしても、外観が判然と区別し得るものであり、また、観念においても相紛れるおそれがあるとはいえないから、その外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両商標は、商品の出所について混同を生ずるおそれのない、互いに非類似の商標というべきである。

その他、本願商標と引用商標とが類似する商標であるとする理由は、見いだせない。

#### (4) まとめ

以上のとおり、本願商標と引用商標とは非類似の商標であるから、その指定商品を比較するまでもなく、本願商標は、商標法第4条第1項第11号には該当しない。

したがって、本願商標が同号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

### <弁理士コメント>

審決をチェックしている際には非常に珍しいことなのですが、失礼ながら、本審決の理由を読んでいてクスッと笑いがこぼれてしまいました。おそらく、同じような経験をされた方も少なくないのではないのでしょうか。

また、本審決は、一般的な11号審決と比べて、商標の外観・称呼・観念の認定のしかたも斬新というか、あまり見かけないタイプだと思われます。

まず、本件商標「おとめん\乙女麺」については、上段の「おとめん」の片仮名からは、「オトメン」の称呼が生じるとされました。一方、下段の「乙女麺」の漢字からは、「オトメメン」の称呼が自然な称呼として生じるものであるが、「オトメメン」などと二つの音が重なる場合には、一文字部分を省略して「オトメン」とも読むことなどは、特段珍しいとまではいえないこと、及び、本願商標はまとまりよい一体感のある態様であることからすると、上段の平仮名は、下段の漢字の読みを表したものと理解されるものといえとされました。

その結果、本願商標からは、「オトメン」の称呼を生じ、「乙女用の麺」程度の観念を生じるものであると認定されています。

他方で、引用商標「乙男\オトメン」については、上段の「乙男」からは、その構成文字に相応して、「オツダン」又は「オツオトコ」の称呼が生じ、特定の観念は生じないとされました。また、下段の「オトメン」の文字からは、「オトメン」の称呼を生じ、特定の観念を生じないとされました。

その結果、引用商標からは、「オツダンオトメン」、「オツオトコオトメン」の称呼、若しくはその構成中の「乙男」の文字及び「オトメン」の文字部分に相応した「オツダン」、「オツオトコ」及び「オトメン」の各称呼を生じ、特定の観念を生じないと認定されています。

そして、両者を比較すると、引用商標の複数ある称呼の中の1つである「オトメン」の称呼を共通にする場合があるとしても、外観が判然と区別し得るものであり、また、観念においても相紛れるおそれがあるとはいえないから、その外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両商標は、商品の出所について混同を生ずるおそれのない、互いに非類似の商標というべきであると判断された次第です。

おそらく、「乙女麺」と「乙男」のいずれも、「おとめん（オトメン）」と読む造語なのであると思います。前者は、審決にもあるように、「乙女用の麺」とか「乙女向けの麺」という発想からの「乙女麺」、後者は、「乙女のようなメンズ（男性）」という発想からの「乙男」ではないかと予想されます。

しかし審決では、ざっくり言うと、「乙女麵」は「おとめん（オトメン）」と読めなくもないが、「乙男」は「オツダン」か「オツオトコ」と読めるものだから、全体としては「オツダンオトメン」か「オツオトコオトメン」の称呼が生じるものだ、と認定されました。

つまり、引用商標「乙男\オトメン」の下段の「オトメン」は読み仮名とは認められずに、この商標は「乙男」と「オトメン」という語の結合商標とされてしまったわけです。

引用商標権者には気の毒な結果となりましたが、造語のセンスというか、レベルが高すぎた(?) のが裏目に出てしまったように思われます。商標見本の二段併記は実務上もたしかによくやりますが、やはり自然に読めないような場合は、それぞれについて商標登録を行うのが望ましいと言えるでしょう。

ちなみに、本件商標「乙女麵」から「乙女用の麵」程度の観念を生じるという認定は、さすがに少々強引のように思います。このように認定するのであれば、引用商標の下段の「オトメン」も読み仮名であると認定してあげた上で、「乙女のような男性」程度の観念が生じるとして、「両商標の外観及び観念の差異が称呼の共通性を凌駕するから全体として非類似である」という理由付けとしたほうが、スッキリすると思うのは当職だけでしょうか。

(弁理士 永露 祥生)

< 2020年3月5日 >